

令和6年2月7日

令和6年 第1回  
組合議会（定例会）会議録



令和6年2月7日（水）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	辻	本	馨
3	番	議	員	奥	井	良一
4	番	議	員	駄	場	中
5	番	議	員	西	田	善延
6	番	議	員	久	山	佳世子
7	番	議	員	花	田	全史
8	番	議	員	酒	本	千紘
9	番	議	員	村	山	理恵
10	番	議	員	堀	辺	まゆみ
11	番	議	員	南	齋	哲平
12	番	議	員	今	城	克久
13	番	議	員	福	田	太郎
14	番	議	員	藤	浦	稔

欠席者は、次のとおりである。

2	番	議	員	堀	川	和彦
---	---	---	---	---	---	----

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美		
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人
副	管	理	者	河	南	町	長	森	田	昌	吾		
副	管	理	者	太	子	町	長	田	中	祐	二		
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	南	本	齋	
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長
監	査	委	員					谷	口	勝	久		
								北	井	末	廣		

事務局 事務局長 西尾 順 治  
事務局 事務局理事兼総務企画課長（会計管理者）  
浅川 浩  
書記 総務企画係長 石橋 尚 人

議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号  
組合議会議員の異動について
- 日程第4 承認第1号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号  
令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号  
南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号  
令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号  
令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算
- 日程第9 監査報告第1号  
例月出納検査結果の結果報告について  
（令和5年度 10月・11月・12月分）

(開会 午後2時20分)

議長 (駄場中 大介)

それでは始めたいと思います。

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様にはご多用のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、堀川和彦議員から、本日、欠席の届出をいただいております。

只今の出席議員は13名で定足数に達しておりますので、只今から、令和6年第1回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります前に管理者よりご挨拶をいただきます。

吉村 管理者。

管理者 (吉村 善美)

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、1月1日に発生いたしました能登半島地震は、多くの方々の尊い命を奪い、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、本日、令和6年第1回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素より本組合のごみ処理、し尿処理の事業の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く、御礼を申し上げます。

それでは、今期定例会でご審議いただきます案件でございますが、人事案件の異動報告が1件、条例の一部改正が2件、補正予算が2件、令和6年度予算が1件、監査報告が1件の計7件でございます。

各案件につきましては、のちほど提案説明を申し上げますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますよう、お願いを申し上げまして、

開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（駄場中大介）

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

南齋委員長。

議会運営委員長（南齋哲平）

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、第1回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告を申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3、報告第1号から、日程第9、監査報告第1号までの7件でございます。なお、日程第4及び日程第5は一括議題とし、一括質疑ののち、討論、採決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（駄場中大介）

これをもって、議会運営委員長の報告を終結いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。7番議席の花田全史議員、8番議席の酒本千紘議員の両議員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、報告第1号組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

只今、上程されました報告第1号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

河内長野市選出議員の異動でございます。

令和5年12月1日の河内長野市議会第4回定例会におきまして、西田善延議員が新たに就任されております。

ご住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝いたしますとともに、新議員におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げます。ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（駄場中大介）

只今の組合議会議員の異動につきましては、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき、私のほうで決めさせていただきます。

5番議席に西田善延議員といたします。

それでは、次に、日程第4、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第5、承認第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについての2件を、

一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第2号は、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、一括上程されました2件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

議案書2頁をお願いいたします。

承認第1号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、管理市の富田林市におかれましては、令和5年第4回市議会定例会において、令和5年の人事院勧告を踏まえ、関係条例の一部改正を可決されましたので、本組合も同様に取扱いいたしたく、令和5年12月27日付専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書3頁をお願いいたします。

第1条は、一般職給料表を国の改定に準じまして引き上げるとともに、一般職の職員に対し令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げ、年間支給割合を4.5か月とするものでございます。

また、暫定再任用職員に対し令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合を2.35か月とするものでございます。



議案書の 7 頁をお願いいたします。

第 2 条は、期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ分について、令和 6 年 4 月以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合がそれぞれ均等になるよう、改めるものでございます。

なお、附則第 1 条は施行期日等を規定するもので、この条例は公布の日から施行いたしますが、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものでございます。なお、附則第 2 条は給与の内払の規定で、附則第 3 条は規則への委任規定でございます。

承認第 1 号は、以上でございます。

続きまして、議案書 10 頁をお願いいたします。

承認第 2 号、令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

まず、提案の理由でございますが、承認第 1 号の給与条例の改正に伴う人件費に係る予算上の措置を講じるため、令和 5 年 12 月 27 日付専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。

議案書の 11 頁をお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 7,316 万 6 千円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。18 頁をお願いいたします。

まず、上の表、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費におきまして、事務局、総務企画課職員の人件費 16 万円を増額し、補正後の額を 6,998 万 1 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

下の表でございますが、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第 1 清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費 51 万 1 千円を増額し、補正後

の額を 8 億 2, 2 4 1 万 6 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

同じく、衛生費のごみ処理費、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費 2 7 万 2 千円を増額し、補正後の額を 7 億 2, 4 7 3 万 9 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

下の表でございますが、同じく、衛生費の項 2. し尿処理費、目 1. 資源再生センター業務管理費におきまして、職員人件費 6 万 6 千円を増額し、補正後の額を 2 億 1, 0 0 6 万 7 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

議案書、戻っていただきまして 1 6 頁をお願いいたします。

事項別明細書の 2. 歳入をご説明申し上げます。

今回の補正に要します財源といたしまして、まず、上の表、款 5. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 2. 退職手当積立基金繰入金において 5 千円を増額し、補正後の額を 1 0 万 4 千円とするものでございます。

次に、下の表でございますが、款 6. 項 1. 目 1. 繰越金において 1 0 0 万 4 千円を増額し、補正後の額を 5, 0 0 5 万 9 千円とするものでございます。

あと、2 0 頁から 2 9 頁は、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、ご覧をいただきまして説明は省略をさせていただきます。

承認第 2 号は、以上でございます。

以上で、一括上程されました 2 件につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

(質疑なし。)

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これから1件ずつ討論と採決を行います。まず、承認第1号について討論に入ります。

(討論なし。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号についての討論に入ります。

(討論なし)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、上程されました議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書30頁をお願いいたします。

はじめに、提案の理由でございますが、本組合の行政財産を使用する場合の使用料の徴収については、管理市の富田林市道路占用料条例の規定を一部準用しておりますが、富田林市におかれましては、道路占用料の額について、その算定基礎となる、固定資産税評価額及び地価に対する賃料の変動等を反映した適正なものとするため、令和5年12月市議会定例会において富田林市道路占用料条例の一部を改正する条例が可決されましたので、本組合の行政財産使用料条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書では31頁から34頁でございますが、その内容につきましては、まず、条例第2条に規定される使用料の算出において、消費税法及び同法施行令で定められる非課税の取扱い規定を新たに追加するものでございます。

次に、別表に規定する電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものに使用させる場合の使用料単価の改定を行うものでございまして、組合におきましては、電柱に係る支線2本及び第1種電話柱2本が該当いたします。額にして260円でございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項は、経過措置を定めるものでございます。

以上で、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号についての討論に入ります。

（討論なし）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、上程されました、議案第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、年度末退職の1名分の退職手当の計上と第1清掃工場基幹的設備改良事業に伴う関係市町村のごみ搬送計画の見直しにおいて、想定以上に第1清掃工場での処理が可能となったことから、第1清掃工場及び第2清掃工場における残滓処理業務に係る経費の過不足を計上するものでございます。

それでは、内容をご説明申し上げます。

議案書の35頁をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,716万円とするものでございます。

次に、42頁をお願いいたします。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。また、財源につきましても同時にご説明申し上げます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費74万7千円の増額は、本年度末退職者1名の退職手当を計上するもので、財源は、繰入金でございます。

次に、款3. 衛生費、項1. ごみ処理費、目1. 第1清掃工場業務管理費、1,088万1千円の増額、また、目2. 第2清掃工場業務管理費、763万4千円の減額は、第1清掃工場基幹的設備改良事業に伴う関係市町村のごみ搬送計画見直しにより、第1・第2清掃工場における残滓運搬処理業務及び埋立処分業務に関する委託料について、それぞれ補正するものでございます。財源は繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

戻りまして、40頁をお願いいたします。

款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目2. 退職手当積立基金繰入金において74万7千円の増額を行うものでございます。

その下の表、款6. 項1. 目1. 繰越金におきまして補正額324万7千円、前年度繰越金の計上によるものでございます。

以上で、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号についての討論に入ります。

（討論なし）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南齋委員長。

議会運営委員長（南齋哲平）

事務局の説明が大変そうなので、座ってされてはいかがですか。マイクの入りも悪いので。

議長（駄場中大介）

では、そのようにさせていただきます。

谷口副管理者副市長。座ってお願いします。

副管理者副市長（谷口勝久）

只今、上程されました議案第3号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書47頁をお願いいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億745万1千円と定めております。記載はございませんが、前年度に比べまして、4億6,355万2千円の減額となっております。主に、第1清掃工場基幹的設備改良事業費及び電気料金における燃料費調整単価等の安定化に伴う需用費の減額等によるものでございます。

第2条は地方債、第3条は一時借入金、第4条は歳出予算の流用についての条項でございます。

48頁をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳入といたしまして、款1. 分担金及び負担金か



ら、款 8 . 組合債までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

49 頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 . 議会費から款 5 . 予備費までの、款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は 5 3 億 7 4 5 万 1 千円となっております。

50 頁をお願いいたします。

第 2 表地方債でございますが、1 . 第 1 清掃工場基幹的設備改良事業につきまして、限度額、1 3 億 5 , 8 0 0 万円とし、以下記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、内容のご説明を申し上げます。

まず、財源を含めまして歳出のほうからご説明を申し上げます。

62 頁をお願いいたします。

款 1 . 議会費は、3 7 3 万 5 千円。財源は、繰越金及び一般財源でございます。

その下、款 2 . 総務費、項 1 . 総務管理費、目 1 . 一般管理費は、7 , 0 6 2 万 3 千円の計上で、前年度比 2 3 2 万 2 千円の減、主に人事異動等によるものでございます。財源は、繰越金等と一般財源でございます。

64 頁をお願いいたします。

目 2 . 財産管理費から目 4 . 監査委員費まではご覧のと通りの計上でございます。

目 5 . 環境啓発費は、1 8 5 万 6 千円の計上で、主に、ごみの減量に係る啓発イベント及び施設見学者受入れのためのパンフレットなど需用費の計上によるものでございます。

66 頁をお願いいたします。

総務費の計といたしまして、7 , 2 8 5 万 3 千円。前年度比 2 5 7 万 4 千円の減となっております。

次に、款 3 . 衛生費、項 1 . ごみ処理費、目 1 . 第 1 清掃工場業務管理費は、7 億 7 , 0 7 8 万 4 千円。前年度比 4 , 2 9 1 万 1 千円の減で、主に需

用費等の減によるものでございます。財源は、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

68頁をお願いいたします。

下のほう、目2. 第2清掃工場業務管理費は6億7,729万2千円。前年度比5,110万7千円の減で、主に需用費の減によるものです。財源は、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

70頁をお願いいたします。

頁下のほうですが、目3. 財産管理費は1億2,417万4千円。前年度比8,945万4千円の減となっております。財源は、行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

主に、次の73頁、1段目、節24. 積立金でございますが、ごみ処理施設の整備に係る財源を確保するための基金積立で減額となったものでございます。目4. 残滓処理事業費は、999万2千円。フェニックス埋立処分場の令和6年度事業負担金の計上で、財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

目5. シール印刷等業務管理費は、1,604万3千円で、6市町村のごみシールと配布用封筒の印刷代の計上でございます。財源は、市町村からの負担金でございます。

目6. クレーン電気設備更新事業費は、第1清掃工場のごみクレーン電気設備を更新するため、7,187万4千円を計上するものでございます。財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

目7. 第1清掃工場基幹的設備改良事業費は、最終年度の令和6年度では、焼却炉の2号炉を中心に整備させていただく予定で、計上額は、27億6,006万5千円。前年度比5億9,747万3千円の減でございます。財源は、国庫支出金、地方債及び基金繰入金でございます。

以上、ごみ処理費の計といたしましては、44億3,022万4千円。前年度比7億6,577万6千円の減となっております。

続きまして、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、目1. 資源再生センター

業務管理費は、2億10万5千円。前年度比1,258万4千円の減で、主に需用費の減となっております。財源は、繰越金等と一般財源でございます。

74頁をお願いいたします。

目2. 財産管理費は、4,306万円。前年度比4,978万6千円の減となっております。主に次の77頁の右側、上から1段目、節24. 積立金でございますが、し尿処理施設の整備に係る財源を確保するための基金積立で減額となったものでございます。財源は、行政財産使用料及び基金利子と一般財源でございます。し尿処理費の計といたしまして、76頁ですが、2億9,255万5千円。前年度比1,298万円の減となっております。

次に、款4. 項1. 公債費でございますが、元金、利子、合わせまして、計の欄、4億9,308万4千円。前年度比3億1,776万4千円の増となっております。令和5年度の起債償還に加え、本年度から新たに各施設の基幹的設備改良事業債の償還が開始されたためでございます。財源は、繰入金と一般財源でございます。

次に、款5. 項1. 目1. 予備費でございますが、前年度同額の1,500万円でございます。以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書、戻っていただきまして、56頁をお願いいたします。

上から、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、計の欄でございますが21億4,004万6千円。前年度比5,599万2千円の減。各市町村からの分担金で、施設費分担金、管理費分担金、共回事務費分担金の内訳となっております。

次に、項2. 負担金、目1. シール印刷等業務負担金、1,604万3千円は、シール印刷代等を各市町村にご負担いただくものでございます。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1. 目1. 使用料、369万円。主に、駐車場等の行政財産使用料でございます。

次に、項2. 目1. 手数料は、ごみの一般持ち込み手数料で7,917万3千円でございます。

58頁をお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 建設事業費補助金は、10億8,539万2千円で、前年度比2億8,348万1千円の減、第1清掃工場基幹的設備改良事業に伴う国からの補助金を計上しております。

款4. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金は、145万6千円。基金運用の利子収入でございます。項2. 目1. 財産売払収入は、279万9千円。前年度比127万9千円の増でございます。第1清掃工場の余剰電力の売電収益等でございます。

款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金は、4億6,086万9千円。前年度比5,241万7千円の増でございます。第1清掃工場改良事業及びクレーン電気設備更新事業等に伴う基金の取崩しでございます。

60頁をお願いいたします。

款6. 項1. 目1. 繰越金は、9,700万円。前年度比4,900万円の増で、前年度繰越金でございます。

款7. 諸収入、項1. 目1. 雑入は18万3千円。

款8. 項1. 目1. 組合債は14億2,080万円。主に、第1清掃工場基幹的設備改良事業債で、金額はご覧のとおりでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、事項別明細書のあとの頁でございますが、

78頁から91頁までは給与費明細書。

92頁、93頁は継続費の調書。

94頁、95頁は債務負担行為の調書。

96頁、97頁は地方債の調書。

最後に、98頁から103頁は分担金の調書でございます。

まことに勝手ながら、ご覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上、令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

きます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおり御議決賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号についての討論に入ります。

（討論なし）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算は、原  
案のとおり可決されました。

次に、日程第9、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてを議  
題といたします。

監査委員の報告を求めます。

北井監査委員。

監査委員（北井末廣）

只今、上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果報告について、奥井監査委員とともに検査いたしました結果を、私のほうからご報告申し上げます。

議案書は、105頁以降でございます。

令和5年度10月から12月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施いたしましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（駄場中大介）

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

質疑がないようでございますので、本件については終結いたします。

これをもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。

それでは、閉会を前に、管理者よりご挨拶をいただきます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

令和6年第1回組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会にご提案申し上げました令和6年度予算を初め、すべての議案につきまして、原案のとおりご賛同をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本組合の第1清掃工場では、施設を継続して安定的に稼働させるた

め、基幹的設備改良事業に取り組んでおり、令和6年度末に完了させる予定で  
ございます。

ごみ処理、し尿処理は、住民の方々の重要な生活基盤でありますことから、  
今後も、施設運営には万全を期してまいりますので、議員各位には、より一  
層のご支援をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（駄場中大介）

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

今日は皆様、慎重かつ円滑な議会運営にご協力をいただきまして、ありが  
とうございます。

3月議会を前に皆様、非常にご多忙になってくると思いますが、ぜひ、お  
体のほうご自愛していただけますよう、お願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和6年第1回南河内環境事業組合議会定  
例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後2時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 駄場中 大介

議 員 花田 全史

議 員 酒本 千紘